

# 一般財団法人岡山県水産振興協会 情報公開規程

## (目的)

第1条 この規程は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第31条の規定に基づき、一般財団法人岡山県水産振興協会（以下「協会」という。）において、その管理する情報の公開を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において「文書等」とは、協会の役員及び職員（以下「役職員」という。）が、職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。第13条において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。同上において同じ。）であって、協会の役職員が組織的に用いるものとして、協会が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されているものを除く。

## (協会の責務)

第3条 協会は、この規程の運用に当たっては、個人に関する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

## (利用者の責務)

第4条 この規程の定めるところにより文書等の開示を申し出ようとする者は、「条例」の趣旨にかんがみ、適正な申出に努めるとともに、文書等の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## (開示の申出をすることが出来るもの)

第5条 次に掲げるものは、協会に対して文書等の開示(第5号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る文書等の開示に限る。)の申出をすることができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協会が行う事務事業に利害関係を有するもの

## (開示申出の方法)

第6条 前条の規定による文書等の開示の申出（以下「開示申出」という。）をしようとするものは、次の事項を記載した開示申出書（様式第1号）を協会の理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

- イ 前条第2号に掲げるもの そのものの有する事務所又は事業所の名称及び所在地
  - ロ 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
  - ハ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
  - ニ 前条第5号に掲げるもの そのものの有する利害関係の内容
- (3) 開示の申出をしようとする文書等を特定するために必要な事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が定める事項
- 2 理事長は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときは、開示申出をしたもの(以下「開示申出者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(文書等の開示)

第7条 理事長は、開示申出があったときは、開示申出に係る文書等に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示申出者に対し、当該文書等を開示するものとする。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が役職員又は公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条に規定する地方公務員法をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、役職員又は公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(協会並びに国及び地方公共団体を除く。以下この号において「法人」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ イ又はロに掲げる情報に準ずる内容であって、公にすることが公益上必要であると認められるもの

(4) 協会並びに国及び地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 協会又は国若しくは地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれ、その他該当事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- イ 検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、協会又は国若しくは地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
  - ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
  - ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - ホ 協会の経営に係る事業又は国若しくは地方公共団体が経営する企業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ
- (6) 国、地方公共団体及び開示申出者以外のもの（以下「第三者」という。）が、協会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているもの、その他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの、その他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。
- ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

（文書等の一部開示）

- 第8条 理事長は、開示申出に係る文書等の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、開示申出者に対し、当該部分を除いた部分につき開示するものとする。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。
- 2 開示申出に係る文書に前条第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（文書等の存否に関する情報）

- 第9条 開示申出に対し、当該開示申出に係る文書等が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、理事長は、当該文書等の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

（開示申出に対する決定等）

- 第10条 理事長は、開示申出に係る文書等の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨並びに開示をする日時及び場所を書面（様式第2号又は様式第3号）により通知するものとする。
- 2 理事長は、開示申出に係る文書等の全部を開示しないとき（前条の規定により開示申出を拒否するとき及び開示申出に係る文書等を保有していないときを含む。次項において同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示申出者に対し、速やかに、その旨を書面（様式第4号）により通知するものとする。

(開示決定等の期限)

- 第11条 前条第1項及び第2項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示申出があった日から起算して15日以内にするものとする。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 理事長は、やむを得ない理由により、前項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、前項に規定する期間を延長することができる。この場合において、理事長は、速やかに、開示申出者に対し、延長後の期限及び延長の理由を書面(様式第5号)により通知するものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

- 第12条 開示申出に係る文書等に協会及び開示申出者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、理事長は、開示決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示、その他理事長が定める事項を書面(様式第6号)により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 2 理事長は、第三者に関する情報が記録されている文書等を開示しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ロ、同条第3号ただし書き又は同条第6号ただし書きに規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示申出に係る文書等の表示、その他理事長が定める事項を書面(様式第6号)により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りではない。
- 3 理事長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該文書等の開示に反対の意思を表示した意見書(様式第10号)を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間をおくものとする。この場合において、理事長は、開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面(様式第7号)により通知しなければならない。

(文書等の開示の方法)

- 第13条 文書等の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については理事長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による文書等の開示にあつては、理事長は、当該文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しによりこれを行うものとする。

(費用の負担)

- 第14条 理事長は、前条の規定により文書等の開示を受けるものに対し、別に定める額の負担を求めるものとする。

(異議の申し立て)

- 第15条 非開示決定若しくは一部開示決定に不服がある申出者又は開示決定に不服がある第三者は、理事長に対して書面(様式第8号)により異議の申出(以下「異議申出」という。)を行うことができる。
- 2 前項の異議申出は、当該決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に行なければならない。
- 3 理事長は、第1項の異議申出があつた場合は、前項の期間の経過後になされたもので

ある等明らかに不適切であるときを除き、当該異議申出の対象となった決定について、再度検討を行ったうえで、当該異議申出をした者に対して、書面（様式第9号）により回答するものとする。

（他の制度との調整）

第16条 理事長は、法令等の規定により、文書等を閲覧し、若しくは縦覧し、又は文書等の謄本、抄本、その他の写しの交付を求めることができる場合における当該文書等の閲覧又はその写しの交付については、当該同一の方法による開示を行わないものとする。

（文書の管理）

第17条 理事長は、この規程の適正かつ円滑な運用に資するため、文書等の管理に関する定めを設け、文書等を適正に管理するものとする。

（情報提供）

第18条 理事長は、県民が協会に関する正確でわかりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供制度の拡充に努めるものとする。

（その他）

第19条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この規程の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書等について適用する。
- 3 この規程は、平成26年4月1日に協会の名称変更による設立により、旧法人の規程を準用し、適用する。

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
法人その他の団体にあつては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
連絡先（電話番号）

一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり文書等の開示を申し出ます。

<p>申出をする文書等の件名又は内容</p> <p>※ できるだけ具体的に記入してください。</p>	
<p>文書等の開示申出をすることができるものの区分</p> <p>※県内に住所を有する方は、記入しないでください。</p>	<p>1 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 事務所等の名称 事務所等の所在地</p> <p>2 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 事務所等の名称 事務所等の所在地</p> <p>3 県内に存する学校に在学する者 学校の名称 学校の所在地</p> <p>4 利害関係の内容</p>
<p>開 示 の 方 法</p>	<p>1 閲覧      2 視聴又は聴取      3 写しの交付</p>
<p>申出の理由又は利用の目的</p>	

(注) 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。

文書等開示決定通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けで申出のありました文書等の開示については、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第10条第1項の規定により次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

<p>申出のあった文書等</p>	<p>( 年度)</p>	
<p>開示の日時及び場所</p>	<p>日 時</p>	<p>平成 年 月 日 ( ) 午前 時 午後 時</p>
	<p>場 所</p>	
<p>担 当 課 等</p>	<p>総務課 電話番号 086-262-4443</p>	
<p>備 考</p>		

- (注) 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当課に連絡してください。  
2 文書等の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。

文書等一部開示決定通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けで申出のありました文書等の開示については、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第10条第1項の規定により次のとおりその一部を開示することと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協会の理事長に対して異議申出をすることができます。

申出のあった文書等	( 年度)	
開示の日時及び場所	日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時
	場 所	
開示しない部分		
開示しない理由	一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第7条第 号該当	
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443	
備 考		

- (注) 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ担当課に連絡してください。  
2 文書等の開示を受けるときは、この通知書を提示してください。

文書等非開示決定通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けで申出のありました文書等の開示については、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第10条第2項の規定により次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協会の理事長に対して異議申出をすることができます。

申出のあった文書等	( 年度)
開示しない部分	
開示しない理由	一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第7条第 号該当
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443
備 考	

決定期間延長通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けで申出のありました文書等の開示については、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程第11条第2項の規定により次のとおり決定する期間を延長しましたので通知します。

申出のあった文書等	( 年度)
当初の決定期間満了日	平成 年 月 日
延長後の決定期間満了日	平成 年 月 日
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443
備 考	

文書等の開示に係る意見照会書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程に基づき、次のとおり に関する情報が記載された文書等について開示申出がありました。

本件開示申出に係る文書等の開示決定についてご意見があれば、別紙「文書等の開示に係る意見書」により、平成 年 月 日までに回答してください。

申出のあった文書等	( 年度)
申出のあった日	平成 年 月 日
文書等に記録されている情報	
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443
備 考	

文書等開示決定に係る通知書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けの に関する情報が記録された文書等の開示申出について、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開規程に基づき次のとおり文書等を開示することと決定しましたので通知します。

申出のあった文書等	( 年度)
開示決定のあった内容	
開示決定をした理由	
開 示 を す る 日	平成 年 月 日
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443
備 考	

(様式第8号)

異 議 申 立 書

平成 年 月 日

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 殿

異議申出人

印

次のとおり異議の申出をします。

- 1 異議申出人の住所、氏名及び年齢
- 2 異議申出に係る法人文書開示決定等
- 3 異議申出に係る法人文書開示決定等があったことを知った年月日
- 4 異議申出の趣旨
- 5 異議申出の理由
- 6 協会の教示の有無及びその内容  
「この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に協会の理事長に対して異議申出をすることができる」旨の教示があった。
- 7 その他（添付資料等）

異議申出に対する回答書

平成 年 月 日

様

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理 事 長 印

平成 年 月 日付けの異議申出については、一般財団法人岡山県水産振興協会情報公開  
規程第15条第3項に基づき次のとおり処理を行ったので通知します。

異議申出の趣旨 及びその理由	
処 理 の 内 容	
処 理 の 理 由	
担 当 課 等	総務課 電話番号 086-262-4443
備 考	

文書等の開示に係る意見書

平成 年 月 日

一般財団法人 岡山県水産振興協会  
理事長 殿

郵便番号

住 所

氏 名

法人その他の団体にあつては、その名称、  
主たる事務所の所在地及び代表者の氏名  
連絡先（電話番号）

平成 年 月 日付けで照会のあった件について、次のとおり回答します。

(該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。)

- 1 開示されても支障が生じない。
  
- 2 開示されると支障が生ずる。
  - (1) 開示により支障が生ずる部分
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  - (2) その理由

開示の方法及び費用の負担

1 開示の方法

種 類	開示の方法	費用の負担
文書、図画及び写真	閲 覧	無 料
	写しの交付	実費負担（別表）
電 磁 的 記 録	視 聴	無 料
	複写したものの交付	実費負担（別表）

別 表

種 類	金 額
文書、図画及び写真	単色写し1枚につき20円（A3サイズまで）
ビ デ オ テ ー プ	複製1巻につき110円
録 音 テ ー プ	カセットテープ複製1巻につき90円
電 磁 的 記 録	フロッピーディスク1枚につき20円
	出力した用紙1枚につき20円